

## 第２四半期以降に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更した場合における記載について

本資料は、改正四半期財務諸表会計基準及び同適用指針の第 162 回企業会計基準委員会（10 月 16 日開催）時の文案資料において、想定されている第２四半期以降に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更した場合における記載についてまとめたものである。

（会計基準（案）第 19 項(7)及び第 25 項(5-2)に定めるセグメント情報等に関する事項）

- ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高
- ② 省略
- ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要
- ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容
- ⑤ 当年度の第２四半期以降に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合には、第２四半期以降に変更した理由
- ⑥ 前年度の財務諸表の作成にあたり報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更を行っており、かつ、前年度の四半期財務諸表と当年度の四半期財務諸表の(7)①の注記の報告セグメント又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法との間に相違が見られる場合には、その旨及び変更後の報告セグメント又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に基づく(7)①及び③の注記(⑦及び⑧ 省略)

（適用指針（案）第 40 項に定める報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更があった場合の記載内容）

- (1) 報告セグメントの変更
  - ① 事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更  
その旨及び期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益及び売上高の情報に与える影響を記載する。
  - ② 組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更  
その旨及び前年度の対応する期首からの累計期間について変更後の区分方法により作り直したセグメント情報に基づく報告セグメントの利益及び売上高の情報を記載する。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、当期首からの累計期間について前年度の区分方法により作成した報告セグメン

トの利益及び売上高の情報を記載することができる。

(2) 事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更

その旨、変更の理由及び当該変更が期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益及び売上高の情報に与えている影響を記載する。

なお、適用指針（案）第40項(1)①及び(2)の「期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益及び売上高の情報に与える影響」の記載の仕方については、特に定めがない（ただし、適用指針（案）の第106項において、「影響額そのものの記載に代えて、前年度の対応する期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益及び売上高の情報を変更後の報告セグメントの区分及び事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法により作成したものを記載することも考えられる。」とされている。）。

以下、次の2つのケースについて、第2四半期以降に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更した場合における記載を示す。

<前 提>

報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更した時期が次のようなものであったとする。

	前期	Q1	Q2	Q3	Q4
ケース1	A	A	B	B	B
ケース2	A	A	A	B	B

(注) A、Bは企業のマネジメント・アプローチによるセグメント情報の作成方法である。

Q1、Q2、Q3、Q4は、第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期を示す。

<記載すべき事項>

ケース１：第２四半期に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更（A→B）した場合

	会計基準（案）	注記する影響額
当期 （Q2 での開示）	第 19 項(7)④ 第 25 項(5-2)④	累計情報（Q1+Q2）について適用指針（案）第 40 項に定める内容の記載（注）
	第 19 項(7)⑤ 第 25 項(5-2)⑤	Q2 以降に変更した理由
当期 （Q3 での開示）	第 19 項(7)④ 第 25 項(5-2)④	累計情報（Q1+Q2+Q3）について適用指針（案）第 40 項に定める内容の記載（注）
翌期 （Q1 での開示）	第 19 項(7)⑥ 第 25 項(5-2)⑥	前期の Q1 を B で行った場合の、会計基準（案）第 19 項(7)及び第 25 項(5-2)①及び③の記載

ケース２：第３四半期に報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法を変更（A→B）した場合

	会計基準	注記する影響額
当期 （Q3 での開示）	第 19 項(7)④ 第 25 項(5-2)④	累計情報（Q1+Q2+Q3）について適用指針（案）第 40 項に定める内容の記載（注）
	第 19 項(7)⑤ 第 25 項(5-2)⑤	Q2 以降に変更した理由
翌期 （Q1 での開示）	第 19 項(7)⑥ 第 25 項(5-2)⑥	前期の Q1 を B で行った場合の、会計基準（案）第 19 項(7)及び第 25 項(5-2)①及び③の記載（注）
翌期 （Q2 での開示）	第 19 項(7)⑥ 第 25 項(5-2)⑥	前期の Q2 及び前期の累計情報（Q1+Q2）を B で行った場合の、会計基準（案）第 19 項(7)及び第 25 項(5-2)①及び③の記載（注）

（注）当該注記のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。

【参考】重要な会計処理の原則及び手続の変更を行った場合の四半期会計基準の定め

**（四半期連結財務諸表）**

**注記事項**

19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) (省略)
- (2) 重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その旨、その理由及び期首からの累計期間への影響額
- (3) 当年度の第２四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、(2)の記載に加え、第２四半期以降に変更した理由、直前の四半期会計期間の末日までの期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由
- (4) 前年度の連結財務諸表の作成にあたり自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行っており、かつ、前年度の四半期連結財務諸表と当年度の四半期連結財務諸表の作成にあたっての重要な会計処理の原則及び手続との間に相違が見られる場合には、その旨及び前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由

(以下、省略)

**（四半期個別財務諸表）**

**注記事項**

25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その旨、その理由及び期首からの累計期間への影響額
- (2) 当年度の第２四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、(1)の記載に加え、第２四半期以降に変更した理由、直前の四半期会計期間の末日までの期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由
- (3) 前年度の個別財務諸表の作成にあたり自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行っており、かつ、前年度の四半期個別財務諸表と当年度の四半期個別財務諸表の作成にあたっての重要な会計処理の原則及び手続との間に相違が見られる場合には、その旨及び前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由

(以下、省略)

以 上